

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本伝統文化振興財団（以下「本法人という。」定款第13条第3項及び第29条第3項の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

**第2条** この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤とは、本法人を主たる勤務先とし週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

**第3条** 常勤役員には、職務執行の対価として別表に定めるとおり役員報酬を支給する。ただし、非常勤役員等については支給しない。

2 役員等には、役員賞与を支給しない。

3 常勤役員の退職にあたっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給する。

(報酬等の支払)

**第4条** 役員報酬は当月分を当月25日に本人より指定された本人名義の金融機関口座へ振込により支給する。ただし、25日が金融機関休業日にあたる場合は、その前営業日に支給する。

(報酬の決定)

**第5条** 常勤の理事に対する報酬等の額の決定は、別表に定めた金額の範囲内において理事会の決議を経て、理事長が決定する。

(退職慰労金)

**第6条** 退職慰労金は、常勤役員に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 退職慰労金は、各年度に支給された役員報酬月額を在職期間合算して得られた額を上限として、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、在職期間が1年に満たないときは、在職月数により按分する。

(費用)

**第7条** 本法人は、役員等がその職務の遂行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 公共交通機関を利用して通勤する常勤役員に対しては、通勤手当として当該交通費の実費相当額を支給する。

(公表)

**第8条** 本法人は、この規程をもって公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

**第9条** この規程の改正は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

**第10条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本伝統文化振興財団の設立の登記の日から施行する。

(別表)

役職	月額報酬額
理事長	1,250,000 円以内
専務理事	1,000,000 円以内
常務理事	840,000 円以内